

意味
憲法

- 1950：電波法
- 1953：有線電気通信法
- 1970：著作権法
- 1984：電気通信事業法 JUNET開始～1991 学術研究用コンピュータネットワーク
- 1987：刑法(コンピュータ犯罪に関する改正)
- 1993：不正競争防止法全面改正 JPNIC、商用インターネット
- 1995：MS-Windows95販売開始
- 2000：不正アクセス禁止法 官公庁Webサイト改ざん
- 2001：IT基本法、電子契約法、電子署名法 掲示板書き込み削除命令
- 2002：プロバイダ責任制限法、特定電子メール法、特定商取引法 不正アクセスによる個人情報流出
- 2003：知的財産基本法 世界的ワーム流行
- 2004：... 個人情報漏えい事件
- 2005：個人情報保護法 顧客データの流出、Winny
- 2006：会社法 ライブドア事件
- 2007：金融商品取引法
- 2008：青少年インターネット規制法

情報政策の基本法「IT基本法」

- IT戦略本部 → <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 → <http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/honbun.html>
- 重点計画
 - 1.世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成(インフラ)
 - 2.教育・学習の振興と人材の育成(人材・教育)
 - 3.電子商取引などの促進(eコマース)
 - 4.行政・公共分野の情報化(行政情報化)
 - 5.高度情報通信ネットワークの安全性と信頼性の確保(情報セキュリティ)

サーバ犯罪に対する法律

- 刑法
 - 2度のコンピュータ犯罪に関する改正
 - 1987改正
 - 1.電磁的記録について不正作出および供用ならびに毀棄(きき)
 - 2.コンピュータシステムに対する加害を手段とする業務妨害行為
 - 3.コンピュータシステムを利用して財産上不法の利益を得る行為
 - 2001改正：処罰対象
 - 1.支払用カード電磁的記録不正作出
 - 2.不正電磁的記録カード保持
 - 3.支払用カード電磁的記録不正作出準備
- サイバー犯罪条約
 - 2001：欧州評議会(Council of Europe)策定・採択
 - 2004：日本国会承認 国内法の立法化審議中
- 不正アクセス禁止法-2000
 - 1.不正アクセス行為の禁止・罰則
 - 2.不正アクセス行為を助長する行為の禁止・罰則
 - 3.アクセス管理者による防御措置
 - 処罰の限界
 - フィッシング詐欺：サイト構築は処罰対象外
 - キーロガー：仕込んだ行為自身は処罰対象外

知的財産に関する法律

- 知的財産基本法-2003
- 著作権法-1970
 - Winny事件
 - 2004年5月31日、Winnyの開発・配布者金子氏起訴
 - 2011年12月20日、最高裁無罪確定だが、「入手者のうち例外的といえない範囲の人が著作権侵害に使う可能性を認容して、提供した場合に限って幫助に当たる」との判断…実質、金子氏の言い分が通らないグレーな判決
- 不正競争防止法-1993,2001,2003,2004,2005
 - ドメイン名の不正取得等

通信の秘密と情報開示

- 有線電気通信法-1953
 - 有線電気通信の秘密の保護
 - 罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 2002改正 「ワンギリ」に対する罰則
- 電波法-1950
 - 秘密の保護
 - 罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 電気通信事業法-1984
 - 秘密の保護
 - 罰則
 - 従事する者：3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
 - 従事する者以外：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- プロバイダ責任制限法-2002
 - 対象 → 特定電気通信(Webページやブログなどの不特定のものにより受信されるものが対象、放送は対象外)
 - 情報削除
 - 発信者に対する責任なし
 - 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当な理由があったとき
 - 権利を侵害させたとする者から違法情報の削除の申し出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合
 - 情報公開
 - 発信者に対する責任あり
 - 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
 - 違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき
 - 発信者情報の開示
 - 請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであること
 - 損害賠償請求権の行使のために必要である場合、そのほか開示を受けるべき正当な理由があること
 - 開示に応じないことによる開示請求者の損害 → 故意または重過失がなければ免責

電子商取引と利用規程に関する法律

- 特定商取引法改正-1976-2000(通信販売)
 - 1.広告の表示 詳細事項設定
 - 2.誇大広告等の禁止
 - 3.前払式通信販売の承諾等の通知 詳細通知事項設定
 - 4.顧客の意に反して契約の申し込みをさせようとする行為の禁止
 - 消費者が容易に認識可能
 - ボタンクリックで有料
 - 内容確認、訂正可能
- 電子契約法-2001
 - 1.消費者の操作ミスの救済 申し込み内容の容易な確認措置
 - 2.契約の成立時期の転換 申し込み承諾通知が消費者に到達したとき成立
- 迷惑メール防止に関する法律-2002
 - 特定電子メール：同意されていない営業・広告メール
 - 営利目的の団体又は営業を営む場合における個人である送信者が「自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信する電子メール」
 - 表示義務
 - 特定電子メールである旨
 - 送信者の氏名または名称および住所
 - 特定電子メールの送信に用いた電子メールアドレス
 - 送信者の受信用の電子メールアドレス
 - 拒否者への再送信禁止
 - 架空電子メールアドレスによる送信の禁止
 - 2005改正
 - 罰則：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 特定電子メール法改正-2008
 - 1.オプトイン方式の導入
 - 改訂前：オプトアウト方式
 - 配信を止める仕組みがあればメールを送信してよい
 - 「※未承諾広告※」、「メール配信停止希望はこちらへ」
 - オプトイン(同意)方式 = 他の者がある行為をすることについて、賛成の意思を表示すること
 - (1) 受信者が広告・宣伝メールの送信が行われることを認識した上で、
 - (2) それについて賛成の意思を表示した場合に、同意が得られたものとする。
 - 同意を証する記録の保存
 - 2.法の実効性の強化
 - 送信者情報を偽った電子メールの送信拒否 → プロバイダ
 - プロバイダへの契約者情報の請求
 - 法人罰則：3000万円以下の罰金
- 青少年インターネット規制法-2008
 - 青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置
 - 青少年有害情報
 - 1.犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に誘い負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
 - 2.人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させる又は刺激する情報
 - 3.殺人、処刑、虐待等の場所の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

文書の電子化に関する法律

- 電子署名法-2001
 - 1.当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること → 本人性確認
 - 2.当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること → 非改ざん性確認
- e-文書法-2005
 - 1.民間事業者等が行う書面の保存などにおける情報通信の技術の利用に関する法律 → 通則法
 - 2.民間事業者等が行う書面の保存などにおける情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律 → 整備法

個人情報保護に関する法律

- 個人情報保護法
 - 2003公布・一部施行
 - 2005全面施行
 - 保護の対象となる個人情報
 - 生存する個人の情報であり、
 - 特定の個人を識別することができるもの
 - 1.個人情報取扱事業者の義務
 - 個人情報データベースなどを事業用に供している事業者
 - 1.利用目的の特定、利用目的による制限
 - 2.適正な取得、取得に際しての利用目的の通知など
 - 3.データ内容の正確性の確保
 - 4.安全管理措置、従業者・受託先の監督
 - 5.第三者提供の制限
 - 6.公表、開示、訂正、利用停止など
 - 7.苦情の処理
 - 除外目的・団体
 - 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動
 - 安全管理と苦情処理の措置のみ

内部統制に関する法律

- 金融商品取引法-2007
- 会社法-2006前
 - 目的
 - 1.業務の有効化および効率性
 - 2.財務報告の信頼性
 - 3.事業活動にかかわる法令などの順守
 - 4.資産の保全
 - 1.統制環境
 - 1.統制環境
 - 2.リスクの評価と対応
 - 3.統制活動
 - 4.情報と伝達
 - 5.モニタリング(監視活動)
 - 6.ITへの対応
 - IT環境への対応
 - ITの利用および統制

規格・基準・ガイドライン

INSec#12
管理・開発・運用
コンプライアンス
情報セキュリティ
関連法令